

議案第62号

公文書の左横書きの実施に伴う阿見町条例の経過措置等を定める条例の廃止
について

公文書の左横書きの実施に伴う阿見町条例の経過措置等を定める条例を廃止する条例を
次のように定める。

令和5年9月5日提出

阿見町長 千 葉 繁

公文書の左横書きの実施に伴う阿見町条例の経過措置等を定める条例を廃止
する条例

公文書の左横書きの実施に伴う阿見町条例の経過措置等を定める条例(昭和40年阿見町条
例第6号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以前に制定された条例に係る公文書の左横書きの実施に伴う阿見
町条例の経過措置等を定める条例第1条及び第2条の規定については、この条例の施行の
日以後も、なおその効力を有する。

議案第 62 号 説明資料

公文書の左横書きの実施に伴う阿見町条例の経過措置等を定める条例を廃止する条例の制定について

【制定の趣旨】

公文書の左横書きの実施に伴う阿見町条例の経過措置等を定める条例(昭和 40 年阿見町条例第 6 号)は、既に制定から 60 年近く経過し、現在の阿見町においては、左横書きが主流となり、本条例に基づく左横書きを実施する実態がないため、廃止するもの。